附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

3　臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第三百六十六号）附則第二項各号のいずれかに該当する者については、この省令による改正前の臨床検査技師等に関する法律施行規則第六条（第四号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

○経済産業省・環境省令第四号

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和四年政令第二百三十八号）の施行に伴い、割当量口座簿の運営等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年七月二十八日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　山際大志郎
環境大臣　山口　壮

割当量口座簿の運営等に関する省令の一部を改正する省令

割当量口座簿の運営等に関する省令（平成十九年経済産業省・環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（申請による算定割当量の振替を行わない場合）	（申請による算定割当量の振替を行わない場合）
第六条　法第四十八条第四項の環境省令・経済産業省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。	**第六条**　法第四十八条第四項の環境省令・経済産業省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
一　（略）	一　（略）
二　令第十条に規定する算定割当量についての処分の制限に関する事項の記録がある算定割当量の振替の申請である場合	二　令第九条に規定する算定割当量についての処分の制限に関する事項の記録がある算定割当量の振替の申請である場合
（信託の記録の申請）	（信託の記録の申請）
第八条　令第十一条第一項の申請（同項第二号に掲げる場合を除く。）は、様式第四の申請書によってしなければならない。	**第八条**　令第十条第一項の申請（同項第二号に掲げる場合を除く。）は、様式第四の申請書によってしなければならない。
2　（略）	2　（略）
（信託の記録の抹消の申請）	（信託の記録の抹消の申請）
第九条　令第十四条第一項の申請（同項第二号に掲げる場合を除く。）は、様式第五の申請書によってしなければならない。	**第九条**　令第十三条第一項の申請（同項第二号に掲げる場合を除く。）は、様式第五の申請書によってしなければならない。
2　（略）	2　（略）
（受託者の変更があった場合の申請）	（受託者の変更があった場合の申請）
第十条　令第十六条第一項の申請は、様式第六の申請書によってしなければならない。	**第十条**　令第十五条第一項の申請は、様式第六の申請書によってしなければならない。
2　（略）	2　（略）
（受託者の解任）	（受託者の解任）
第十一条　環境大臣及び経済産業大臣は、裁判所又は主務官庁（その権限の委任を受けた国に所属する行政庁及びその権限に属する事務を処理する都道府県の執行機関を含む。）が受託者を解任した場合において、令第十七条又は第十八条の規定による嘱託に基づく信託の記録の変更をするときは、受託者を解任した旨及び当該解任した旨の記録をする年月日を記録するものとする。	**第十一条**　環境大臣及び経済産業大臣は、裁判所又は主務官庁（その権限の委任を受けた国に所属する行政庁及びその権限に属する事務を処理する都道府県の執行機関を含む。）が受託者を解任した場合において、令第十六条又は第十七条の規定による嘱託に基づく信託の記録の変更をするときは、受託者を解任した旨及び当該解任した旨の記録をする年月日を記録するものとする。
（信託の記録の変更の申請）	（信託の記録の変更の申請）
第十二条　令第二十条の申請は、様式第七の申請書によってしなければならない。	**第十二条**　令第十九条の申請は、様式第七の申請書によってしなければならない。